

令和6年度第1回市川市市民活動団体事業補助金審査会 会議録

1. 日 時：令和6年11月15日(金) 午後2時00分～4時00分
2. 場 所：市川市役所 第1庁舎 2階
市民活動支援センター ミーティングスペース
3. 議 題：(1) 会長及び副会長の互選について
(2) 市民活動団体事業補助金および審査会の概要について
(3) 市民活動団体事業補助金審査会の審査の進め方について
4. 出席委員：榎戸会長、奈良委員、江口委員、山脇委員、大西委員、渡邊委員、石垣委員、鈴木委員、神原委員（9名）
5. 事務局：越堂課長、須賀主幹、森田副主幹、辻主査、金丸主任、加藤主事（6名）
6. 配布資料：(1) 市川市市民活動団体事業補助金 審査会補助資料
(2) 市川市市民活動団体事業補助金 審査会関連資料集
(3) 【参考】市川市市民活動団体事業補助金 ガイドブック

7. 内 容

事務局：これより「令和6年度第1回市川市市民活動団体事業補助金審査会」を開会いたします。

本来であれば条例施行規則第15条の規定により、会長が議長となると定められておりますが、会長が決定されるまでの間、事務局で進行させていただきます。

本日は1名の委員が欠席されておりますが、委員10名の方の半数以上が出席でございます。

市川市市民活動団体事業補助金交付条例施行規則第15条第5項に定める会議開催の要件を満たしておりますので、本会議は成立いたします。

なお、本日の審査会は公開となっております。傍聴を希望される方が来た場合、後ろで傍聴いただくこととなりますのでご了承ください。

本日は議題として、3件予定されております。

最初の議題は、「会長及び副会長の互選について」です。

市川市市民活動団体事業補助金交付条例施行規則第15条では、会長及び副会長については、委員の中から互選することと定められております。

はじめに、「会長」の選出を行います。選出方法には様々ございますが、指名推薦が一般的でありますので、どなたか指名のご発言をお願いいたします。

大西委員：令和2年度から4年間会長を務められ、市川市の市民活動支援に見識の深い榎戸委員がよろしいのではないのでしょうか。

事務局：他にございませんか。ただいまの大西委員のご発言により、会長には榎戸 敬

介委員ということで、いかがでしょうか。

異議なしの声が多いようです。榎戸委員よろしいでしょうか。

榎戸委員： はい、謹んでお引き受けいたします。

事務局： それでは、会長は榎戸委員に決定いたしました。

続きまして、副会長の選出を行いますが、会長どなたかいかがでしょうか。

榎戸議長： 制度開始当初より審査会委員に就任されておられ、様々な活動の経験が豊富な大西委員にお願いできればと思います。

事務局： ただ今、榎戸会長より 大西委員を副会長にと、ご発言がありましたが、いかがでしょうか。

大西委員： はい、お引き受けいたします。

事務局： 副会長は大西委員に決定いたしました。皆様、ご協力ありがとうございました。それでは、これ以降の議事進行は、市川市市民活動団体事業補助金条例施行規則第15条の規定に基づき、榎戸会長に議長をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

榎戸議長： 承知しました。それでは、次の議題にうつります。

議題2「市民活動団体事業補助金及び審査会の概要について」、事務局から説明していただきます。よろしく願いします。

事務局： 承知しました。説明は主に、資料1「審査会委員補助資料」と横開きの資料2「審査会関連資料集」を使用して進めます。

資料3の「ガイドブック」については、申請する団体が制度を理解しやすいように、当制度の申請方法や様式の記載例等をまとめた冊子となります。

申請する側から当制度の内容をご確認いただく際に有用となりますので、本日は参考資料として、現在市公式 web サイトで公開している昨年度のものをお配りしました。

令和7年度版につきましては、現在作成中となりますので、内容が確定しましたら、市公式 web サイトでの公開を予定しております。

でははじめに、市川市市民活動団体事業補助金の概要についてです。補助資料の1頁をご覧ください。

この補助金制度の目的は、市民活動団体の活動の支援及び促進を行うとともに、当該活動への市民参加の促進を図り、もって市民の福祉の増進に資することです。

市民活動団体が自主的に行う社会貢献活動の費用の一部を補助します。

補助は、1年度に1回、1事業に限ります。ただし、1事業の捉え方は、目的が同じであれば、講演会と研修会のようにいくつかの事業を合わせて1事業とすることも認めています。

補助額は、事業費総額のうち、補助対象となる経費総額の1/2、上限30万円

です。

団体が主催する事業の自立的な発展のため、当補助金による補助回数は原則として3回とし、4回目以降は審査会に継続が認められた場合に限りです。

4回目以降の補助額は、補助対象経費総額の1/2、上限15万円となります。補助の妥当性を判断するために審査会の審査を経て、予算の範囲で補助金を交付します。

申請から支払いまでの大まかな流れについては、補助資料1頁下部のフロー図のとおりです。

団体が申請をした後、審査会を行い市が交付決定をいたします。交付が決定した事業の補助金について、団体からの概算払い請求に応じて市が必要と認める場合には、事前に補助金を支給します。交付決定事業終了後、実績報告を経て補助金の額を確定し、精算を行います。実績払いの場合は、実績報告後に補助金の支給となります。

次に、根拠法令をご説明いたします。根拠法令の一覧が記載されており、関連資料集の18頁をご確認ください。

市川市市民活動団体事業補助金交付条例において、制度の目的や要件、上限金額等、制度の大枠であり根幹部分が定められています。

市川市市民活動団体事業補助金交付条例施行規則では、主に提出書類の様式、社会貢献に係る分野、交付対象となる具体的な経費項目などを定めています。「補助対象となる経費」というのは、この規則第4条別表第2で掲げる経費のことを指します。関連資料集27頁の別表第2をご確認ください。

基本的には別表にある報償費、交通費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、使用料及び賃借料、原材料費が補助対象となる経費であり、食糧費や備品購入費は、補助対象外となります。

ただし、審査会による審査の結果を踏まえ、市が補助対象事業の実施に必要と認めた経費については、「その他の経費」として、例外的に補助対象とする場合があります。

過去の審査会では、事業毎に審議を行い、事業の広報を目的としたポスティングに係る費用や、主にイベント告知、有料チケット決済ツールとして団体がイベント開催時に使用する「Peatix(ピーティックス)」というイベントコミュニティプラットフォームの使用料について、補助対象とした事例があります。

次に、補助金審査会の概要をご説明いたします。補助資料に戻り、2頁をご覧ください。

市川市市民活動団体審査会は、条例第20条を根拠とし、市長の諮問に応じ、① 交付の調査審議 ② 申請をした団体及び事業が補助対象となるか否か、③3回以上補助金の交付を受けたことがある事業に係る審査、④補助金の額の確定

に係る審査を行うために、置かれます。

ただし、これらの審査項目に係る全ての資料を、審査会で限なく確認し、審議を行うことは困難であることから、申請内容等が法令に準拠しているか、数字の誤りがないか等、書面上容易に判断できる項目については、事務局で確認を行い、審査会に報告しております。

審査会委員の皆様には、申請された事業が「市の税金を使って補助金を出すのにふさわしい、市民の理解が得られる事業」であるか、「市民に公益上の効果が見込まれるか」という視点を中心に、審査をお願いしたいと考えています。

この審査方法や審査会の流れについては、次の議題にて、詳しくご説明いたします。

審査会の構成は、学識経験のある方々、市内関係団体からご推薦をいただいた方々、公募市民の皆様で組織されています。関連資料集 16、17 頁をご確認ください。

委員名簿として、皆様の氏名と任期等が記載されています。主な留意事項について、ご説明します。

まず 1 点目ですが、今回を含め、審査会の会議は原則として公開で行われます。

2 点目、先程の委員名簿、会議を開催した際の会議録や資料に関しては、市川市公式 Web サイト等で公表いたします。

最後に、委員報酬のお支払いに係る個人番号の提供についてです。行政手続に係る特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の規定に基づき、給与支払報告書及び源泉徴収票、報酬の支払調書を作成する事務において、個人番号を利用する必要があることから、個人番号をご提供いただきます。個人番号等の関係書類及びこれに係る個人情報等は、同法律等に従い、適正に管理保管いたします。

市民活動団体事業補助金および審査会の概要について、事務局からのご説明は、以上となります。

榎戸議長： ありがとうございます。

ただいまの説明について、ご質問等がありましたらお願いします。

江口委員： 補助資料の 2 頁、審査項目②について、「申請した団体及び事業が補助対象となるか否かに係る審査」と書かれており、団体と事業で分かれているのは、2 段階で審査を行うイメージでしょうか。

事務局： はい。当補助金制度には、団体要件と事業要件があり、その両方を満たさなければ補助対象になりません。この団体要件、事業要件がどのようなものかについては、次の議題にて詳しくご説明いたします。

江口委員： わかりました。

榎戸議長： 他にございますか。ないようでしたら、次の議題「市民活動団体事業補助金審

査会の審査の進め方について」事務局から説明をお願いします。

事務局：はい、それでは市民活動団体事業補助金審査会の審査の進め方についてご説明いたします。補助資料の3頁をご覧ください。近年実施した審査会の主な流れが記載されています。

審査で用いる資料は申請内容等膨大で多岐に渡ることから、事務局で資料の集約および確認、形式審査を行った後、対面での審査会開催前に、原則としてメールにて資料の送付、事前質疑の受付を行っています。

その後、質疑に対する団体からの回答を含めた審査対象事業の資料を送付いたしますので、審査会当日に申請団体にお越しいただき、対面でも質疑・確認を行う必要があるか、ヒアリング要否のご判断をいただきます。

審査会当日は、各団体からの提出書類の他、申請や実績内容を集約した資料等を踏まえ、交付可否決定等に係る審議、決議を行っていただきます。

今後、皆様からのご意見等を踏まえ適宜変更する場合がありますが、次回の審査会については、基本的に今回ご説明した流れで開催いたします。

次に、審査で用いる資料をご説明します。補助資料の4頁をご覧ください。申請時の審査、実績時の審査で用いる資料の一覧が記載されています。

まず、申請時の審査に係る資料についてです。新規申請の事業は、①団体から提出された申請書類、②団体ごとに事業概要や費目、金額を前年度との比較が出来るようにまとめた、団体別審査表、③形式審査を行った事務局からの伝達事項の他、事前質疑の内容、回答を記載した審査対象事業一覧を用いて審査を行います。

継続事業については、申請回数が4回目の事業のように、上記全ての資料をご確認いただく場合と、簡易審査対象事業として、事業毎に事務局の見解を一覧で記載した、④事務局審査一覧をご確認いただく場合があります。簡易審査対象事業については、審議を行う中で必要に応じて、その他の資料をご確認いただきます。

実績報告時は、事務局による形式審査後、実績一覧表を用いて審査を行います。交付決定時の内容と異なる等、疑義が生じた場合には、団体の実績報告書類の他、事務局で諮問事項をまとめた資料をご確認いただき、ご審査いただきます。

関連資料集の1から15頁に、審査で用いる資料の実例があります。それぞれの資料毎に、内容の概要についての他、各資料を基にしてどのような内容を確認するのか等、資料のポイントを記載しています。

お時間の都合上、1件1件のご説明はいたしません。次回3月に予定している審査会では、これから募集する令和7年度の申請内容等が記載されたこれらの資料を用いて審査を行っていただくこととなりますので、参考にご確認いただけますと幸いです。

本日、資料3として配布している団体向けのガイドブックにも、同様に申請や実績報告時に提出する資料の記載例やポイントが記載されております。申請団体向けの内容とはなりますが、こちらも併せてご確認いただくと、より審査で用いる資料の中身が分かりやすくなるかと存じます。資料の内容にご不明な点がありましたら、何なりと事務局までお問い合わせください。

それでは次に、審査のポイント、着眼点についてご説明いたします。

補助資料5頁にお戻りください。審査には、申請内容等が法令に準拠しているか、数字の誤りがないか等、団体の要件、金額の積算を中心とした形式審査（法令に定める手続きに従って適法になされているか、いわゆる手続き要件の審査）と、事業への助言、補助に当たる条件設定の必要性等を中心とした実質審査（数値や数量で表せないものの性質に注目する、定性的内容の審査）があります。

形式審査の部分は事務局でも判断可能なことが大半でありますので、審査会委員の皆様には、先にも申し上げました、事業が市の税金を使って補助金を出すのにふさわしい、市民の理解が得られる事業かどうかという視点で、特に「実質審査」を中心に、審査をお願いしたいと考えております。

形式審査を含めた申請時の審査のポイントについて、詳しくご説明します。申請が1回目、2～3回目、4回目以降の団体及び事業でそれぞれポイントが異なります。申請回数が1回目の補助決定に係る審査では、まず法令で定める団体要件、事業要件を満たしているかを審査します。

団体要件について、まず9頁をご覧ください。団体要件1として、条例第2条で定める要件を満たした市民活動団体であることが必要となります。当該条文では、当補助金制度の対象となる団体に、団体を構成する者の相互扶助を図り、又はその者の活動を支援することを実質上の目的とする団体を除くこと、また、団体の活動の半分以上が規則で定める社会貢献活動である必要があること等が定められております。

例えば、楽器演奏等で慰問を行う団体は、慰問のための練習を行います。練習は市民の参加がない事業に該当するため、受益対象者と事業費の項目で50%を下回る可能性があります。ただし、申請書類等から慰問活動が団体の主要な事業であると判断できる場合は、市民活動団体と認めても差し支えないと考えています。事務局で判定することが難しいような疑義が生じた際には、審査会にお諮りし、ご意見をお伺いします。

このほか、条例第2条では、営利、宗教活動、政治活動、公職の推薦に該当しない団体を、市民活動団体と定めています。

次に、団体要件2です。10頁をご確認ください。補助金の交付を受ける資格のある市民活動団体と判定するためには、団体要件1に加えて、条例第3条で定める次の8つの要件を満たすことが必要です。これらの要件は申請書類から形

式的に判断ができるため、原則として事務局で内容の確認を行います。

次に、事業要件についてです。11 頁をご覧ください。事業要件には、条例第 4 条で定める、10 の要件がございます。

団体要件 2 と同じように (1) から (9) までは、申請書類から判断できるため、原則として事務局で判定を行います。要件について読み上げると、

- (1) 規則で定める分野の事業であること
- (2) 市内において実施するものであること

この点、市川市の P R につながる事業や市外のキャンプ場で行われる事業などは、例外的に市外で行う事業も補助対象事業になり得るとしてあります。

- (3) 営利を目的としないものであること
- (4) 市民を主たる対象とするものであること
- (5) 団体を構成する者のみを対象とするものでないこと

(4) (5) については市民の福祉に寄与すると認める場合、例えば、障がい者向けの団体等で、安定した団体運営のために会員制を採用している場合等は、補助対象事業になり得ます。

- (6) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成するものでないこと
- (7) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対するものでないこと
- (8) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推進し、支持し。又はこれらに反対するものでないこと
- (9) 申請する事業に対し、市川市から助成金、その他相当の反対給付を受けていないこと

ここまでの 9 つの要件は、申請書類から事務局で判断できるものと考えています。審査会での審査を特にお願いしたいのは(10)事業の実施に係る基準に適合しているか否かになります。

実施基準には、市の税金を使って補助金を出すのにふさわしい、市民の理解が得られる事業であることなど、7 つの項目があります。

1 点目の市の税金を使って補助金を出すのにふさわしい事業とは具体的には、市民が日頃の生活の中で「困った」「心配だ」と感じる問題、「実現すると今よりももっと暮らしやすくなる」と思える問題を、自主的、自発的に解決、改善しようとする事業になります。したがって、趣味の活動は補助対象になりません。

他にも、団体の規約等で目的としている内容に合致する事業であること、社会通念上問題のない方法で行われる事業であることが必要です。スポーツ大会や演奏会、発表会など会員の活動を発表するような事業は、会員のためだけに行われる事業とも考えられますが、市民が観覧したり、参加したりできるものであれば、補助対象といたします。

2点目として、事業の実施により、目的を達成できる見込みのある事業であることが必要です。これは目的達成のために最も効率的な方法がとられているかどうかをご審査いただきます。

ここまでの2点の項目を中心に、審査会で審査をお願いしたいと考えています。

3点目以降の項目、事業に関する広報活動を行っていること、事業が適正に行える実施場所が予定されていること等は、申請書類から判断ができるものと考えています。

団体要件および事業要件についての説明は以上となります。補助資料5頁にお戻りください。

新規申請事業についての、最後のポイントは補助費目についてです。

団体要件、事業要件を満たした事業は補助対象事業となりますが、補助額については、規則で定める経費の要件に合致するものでなければなりません。

関連資料集27頁にある通り、報償費や交通費等対象経費は事業遂行のために直接要する経費が対象となるため、団体の維持、運営に要する経費である、団体の人件費、事務所の家賃、光熱水費等は対象となりません。

その他、対象外となる経費の事例として、研修会を開催し、その講師を団体構成員が務める場合など、団体構成員に対して支払われる経費やスポーツ大会やコンテスト等のメダルや参加賞など、参加者に与えられる記念品は補助対象経費と認めておりません。

経費については原則として事務局で形式審査を行い、疑義がある費目、その他の経費としてお諮りする必要がある費目等は、審査会へ詳細をご報告いたします。

次に、申請回数が2～3回目の継続団体・事業の補助決定に係る審査についてです。2～3回目の団体については、同様の事業の場合、団体要件や事業要件は満たしていることが前提となりますので、前年度の事業と同じ目的の事業であるかどうか、経費も含めた変更点について、その手法、経費の変動が妥当であるかがポイントとなります。変更点が大きく、事務局で判断できないものについては、審査会へ詳細をご報告いたします。

次に、申請回数が4回目以降の継続団体・事業の補助決定に係る審査についてです。4回目以降の申請事業の場合は、対象事業の「継続の必要性」がポイントとなります。

当初提案した事業の目的と目標に効果がみられること、本来市が行うべき業務を、市民活動団体が補助対象事業として行っていると考えられる場合も含めて、事業目的が未だ達成されていないこと、資金面で自立ができていないこと、これら3点に該当していることに加え、これまで審査会からの指摘があった場

合には、それに対する改善状況、補助費目の妥当性も確認した上で、審査を行います。

申請回数が4回目の事業については、必ず審査会に詳細をご報告いたしますが、5回目以上の事業については、原則として事務局にて形式審査を行い、疑義がある場合に、審査会へ詳細をご報告する予定となります。

次に、実績報告に対する審査のポイントをご説明いたします。補助資料6頁をご確認ください。

実績報告の審査では、主に補助決定時の内容と相違がないか、指摘や条件を付された事項への対応状況を審査いたします。金額や領収書の整合性等細かい内容が多いこと、形式審査の側面が強いことから、原則として事務局にて形式審査を行い、疑義がある場合に審査会へ詳細をご報告いたします。

ここまでご説明した審査にあたっては、委員の皆様へ特にご留意いただきたい事項や、事務局が確認した補足事項、疑義がある場合は内容説明等を、関連資料集10頁にある審査対象事業一覧の「申し送り事項」欄等にまとめ、事前にご報告しています。団体から提出された申請書類と併せてご確認をいただき、ご審査いただきますようお願いいたします。

次に、可否判定についてご説明いたします。補助資料7頁をご確認ください。可否の議決方法は、多数決により「出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところ」によることとなっています。

申請時、実績時ともに、先程申し上げました審査のポイントを踏まえ、最終的な審査会としての判定をしていただきます。新規事業の場合は、①団体要件、②事業要件、③補助費目の妥当性をご審査いただき、全て問題ない場合は「可」とご判定ください。お一人でも、実施にあたり、条件を付す必要があると判断する場合には、当該条件について話し合ってください、交付可否決定通知書に条件を付して「可」とする場合もごございます。また、条件とまではいかず、審査会での指導や助言をお伝えするまでに留め、「可」とすることも考えられます。

条件を付しても事業の実施を認められない場合には、「否」とご判定ください。

補助資料8頁まで図でお示ししておりますとおり、可否判定については、ご新規、2～3回目、4回目以降、実績報告時と、それぞれポイントは異なりますが、判定の流れは同様となります。可否判定については以上です。

補助資料6頁にお戻りください。最後になりますが、(3)審査における着眼点として、過去審査会で着目された点をまとめていますので、ご紹介いたします。

これは、申請回数が4回目以降の継続団体・事業の補助決定に係る審査における「継続の必要性」の判断に際してのものですが、読み上げます。

まず事業効果の面では、解決したい課題・問題に対し、実施事業がその場限りのものとなっていないか、参加者が固定化されていないなど、市民や地域への波

及効果があるものであるか、今後の発展性について議論、検討、分析がされているものか、その予定があるか、実施したことによる市民や地域への効果を具体的に示しているか、把握した情報の分析やネットワークづくりの観点が示されているか、目的に対する実施方法が手段として適正であるか、達成度の面では、事業対象者へのアンケート調査などを実施し、現状を分析しているか、これまでの成果と未達成の点について言及がなされているか、目的に対する手段が適正であったかの分析をしているか、自立面では、資金確保先として、該当分野の助成金などを検討しているか、事業収入を得るための工夫がなされているか、検討されているか、目的を達成するための事業に対する収支バランスが検討されているか、以上のような点に着目し、ご審査いただいております。

事業の「継続の必要性」で着目するこの3つの要素を含め、本補助金の審査は数値化が出来ない定性的な性質が多くあります。

事務局としても、交付可否等の判断に正解があるとは考えておらず、判断につきましては各委員の考え方にに基づき行っていただきたいと考えております。

また、可否判断のみならず、事業をより良いものにしていただくということも、審査会としての役割のひとつであると考えていることから、各委員の立場・視点から団体に対しご助言いただきたく存じます。

疑義のある事業を全て否定するのではなく、どのように改善することで、より市民や地域にとって有益となるかの視点をもって、ご審査ください。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からのご説明は、以上です。ご清聴ありがとうございました。

榎戸議長： ありがとうございます。ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたら、お願いします。

神原委員： 補助資料1頁の下部に申請から支払いまでのフロー図がありますが、これは4月から翌3月までの1事業年度の期間を表していますか。

事務局： 当該フロー図は、申請団体が交付申請をしてから事務局が補助金を支払うまでの期間に係るものなので、年度毎に異なりますが、前年度の実績や今年度の予定ですと、12月から5月までの期間となります。

神原委員： 審査会が開催されるのは、申請時と実績時の2日間と考えてよろしいですか。

事務局： 今年度は、3月に令和6年度実績と令和7年度申請の審査に係る審査会を同日に行う予定となりますので、資料送付等メールでのやり取りはありますが、対面で審議・決議を行うのは、1日となります。

なお、追加募集等を行った場合には、連動して審査会開催数は増加いたします。

神原委員： この補助金制度の審査は基本的に書類審査のみで、団体がプレゼンテーションを行う機会はないのですか。

事務局： はい、形式的な場として、事前に団体の活動をプレゼンテーションする場は設

けておりません。

書類審査を行う過程で必要がある場合に、ヒアリング対象事業として、対象団体の方に審査会へお越しいただき、直接質問等行う機会を設けることはございます。

神原委員： わかりました。では、近年の申請団体数、採択数を教えてください。

事務局： 令和6年度申請を例にあげますと、申請数、交付決定事業数ともに44件でした。

神原委員： 100%の採択率ということですね。わかりました。

榎戸委員： 他にいかがでしょうか。

石垣委員： 補助資料の9頁の団体要件というところ、団体要件1として、活動の半分以上が規則で定める分野の社会貢献活動であり、その活動に団体構成員以外の市民が2人以上参加している団体とありますが、その活動に団体構成員以外の市民が2人以上参加している必要があるのは、どのような理由からなのでしょう。

参加する団体としての要件にこの文言が書かれているのですが。

事務局： 補助資料の9頁に書かれた内容は、条例第2条の条文を言い換えた表現になっておりますが、かえってわかりづらくなっているようで申し訳ございません。

第2条では、団体要件の1つとして、規則で定める分野の社会貢献活動を主たる目的とする団体であることを定めておりますが、この「社会貢献活動」とは、同条文において、「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものに限る」と定められており、この不特定かつ多数について、2人以上と解釈していることにより、ご指摘の文章表現となっております。

申請団体が主たる目的として行っている社会貢献活動は、不特定かつ多数のもの、解釈では少なくとも2人以上の利益の増進に寄与するものでなければならないという意味合いです。

不特定かつ多数という第2条の条文の文言から、「その活動に団体構成員以外の市民が2人以上参加している団体」という表現になっておりました。

ただし、同条文では必ずしも2人以上の参加が市民でなければならないと定められてはいないため、ご指摘の文章表現については、団体要件を定めた条例第2条の要約として、適切で分かりやすいものとなるよう、訂正したいと思います。

榎戸議長： 団体構成員以外の市民が2人以上という表現は、整理した方がよさそうですね。例えば、全員が市川市民の団体があったとして、江戸川区で主に社会貢献活動を行っていた場合はどうなるのでしょうか。

事務局： 条例第2条の要件は満たしますが、条例第3条1項に定める、市内において活動している団体という要件で問題となります。市内において活動しているとは、2分の1以上の事業を市内で行っていることと解釈しておりますので、この点の要件を満たしているか否かを確認し、判断する必要があります。

なお、条例第2条では他にも、市民活動団体の定義に、団体を構成する者の相互扶助を図り、又はその者の活動を支援することを実質上の目的とする団体を除くと定められており、例えばマンション管理組合や、後援会、ファンクラブといった団体については、対象外としております。

石垣委員： 内輪の活動を主たる目的とした団体は対象外なのですね。

榎戸委員： その辺の内容も含めて、補助資料9頁の文章については、わかりやすく整理してください。他にご質問はありますか。

山脇委員： 令和6年度は44件の事業が全て採択されたと言いましたが、金額も申請時と同額だったのでしょうか。

事務局： はい、同額です。団体の申請書が提出された後に、事務局で形式審査を行う過程で、金額の誤りや経費項目については、特に厳密な確認を行っています。審査会にお諮りする段階では、申請団体と事務局が直接やり取りを行うことで、書面上の誤りや過度な経費計上は補正をしています。このことから、申請に対する交付決定額については、同額となっております。

山脇委員： わかりました、ありがとうございます。

神原委員： この制度は、どのように市民へ周知し、PRしているのでしょうか。

事務局： 広報いちかわと市公式Webサイトを中心に周知しております。また、補助金を活用し市内で活躍されている団体の活動内容を含めて、当補助金制度を紹介するリーフレットを作成し、配架等も行っています。

神原委員： 市民活動をしている団体の大半は、この制度を知っていると考えて良いですか。

事務局： そのように認識しております。当課の所管している市民活動支援センターという施設は、市民活動団体のサポートを行う場所なので、常駐している職員が団体とのやり取りを通じ必要に応じて、補助金のご案内もしております。

榎戸議長： 他に何か、ございますか。

山脇委員： 条例第2条等に定める分野は、規則の別表第1に掲げるもので、特定非営利活動法人促進法で定める分野と同一かと思えます。そこで、別表第1(20)の前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める分野について、過去にこの分野に該当する団体からの申請はあったのでしょうか。

事務局： 過去に、(1)から(19)に該当せず、市長が特に必要と認める分野として申請された団体はございません。

山脇委員： 団体の活動が規則で定める分野に該当していないことで、否決となった事例もありませんか。

事務局： はい。過去の申請団体は、いずれも主たる活動が(1)から(19)の分野のいずれかに該当していたと、認識しております。

山脇委員： そうですか、わかりました。

榎戸委員： 他にはよろしいですか。確認ですが、我々が申請資料等を審査するのはいつ頃

になるのでしょうか。

事務局： 2月の中旬から下旬に、令和7年度申請に係る資料をお送りします。約10日程度の期間になりますが、まずは書類をご確認いただき、事前質疑の内容をお送りいただきます。

その後、予定では3月上旬に事前質疑に対する団体からの回答を含めた資料をお送りしますので、団体毎のヒアリング要否に係るご判断をいただきます。対面で審査会を行うのは、3月下旬の予定となります。

榎戸委員： 資料を確認する作業の中で、不明な点があった場合はどうすればよいですか。

事務局： 事前に確認が必要であれば、その都度個別に事務局へ確認いただいで構いません。

神原委員： 審査対象事業として、資料が送られてくる事業はどのような事業ですか。

事務局： 申請は初めての事業、4回目の事業、その他疑義がある等事務局が特に審査を要すると認める事業について、審査対象事業一覧にまとめ、提出された申請書類を含めてお送りします。その他の継続団体については、原則として関連資料集11頁にあります簡易審査事業一覧にまとめ、お送りしています。

榎戸議長： 他に何かご意見等、ございませんか。

特にないようでしたら、本日の議題は全て終了といたしますが、事務局から連絡事項などがありますか。

事務局： 事務局から連絡事項をお伝えします。今回は、3月中旬から下旬に令和7年度申請および令和6年度実績報告に関する審査会を開催する予定となります。よろしく願いいたします。

また、市川市審議会等の会議の公開に関する指針に基づき、本日の議事録等につきましても、市公式Webサイトに掲載するとともに、指定の施設へ配架、閲覧に供します。ご連絡は以上となります。

榎戸議長： それでは、以上をもちまして、令和6年度第1回市川市市民活動団体事業補助金審査会を閉会といたします。